インタビュー

# 非行少年に寄り添う



## 検察官の関与拡大 援助の検討よりも 行為の内容重視

少年犯罪を厳罰化する少年法改正案が近く、国会に提出される見通しだ。少年による凶悪事件で子どもや家族を失った遺族らの声が反映された形だが、社会はなぜ厳罰化を望むのか。厳罰化で問題は解決するのか。長年、非行少年に寄り添い、少年犯罪と向き合ってきた弁護士の多田元さんに聞いた。

――少年犯罪は年々、凶悪化しているように見えます。

「家庭裁判所に殺人罪で送致された少年は戦後のピークだった1961年は396人です。いまは年間40人前後。ここ何年か変わっていないから、データでいうと凶悪化とは言えません。メディアの膨張が大きいですね。かつては日常的な事件として報道されていましたが、いまは事件が起こると、その報道で埋め尽くされ、凶悪さが社会に印象づけられています。それが厳罰化を望む声につながっていると思います」

――裁判官時代から少年事件を希望して担当されていたそうですね。

「名古屋家裁で初めて少年事件を扱いました。家裁で出会う少年たちは、非行に至るまでに悲惨な目に遭っている子ばかりで、彼らは被害者だと感じました。少年審判は、ふつうの刑事裁判とは違って、非行行為や犯罪を少年の成育歴や人格、家庭環境などから理解し、探っていくという科学的な方法をとります。私は『これだ』と思いました」

――最近は少年事件を扱う家裁の現場が変わってきたそうですね。

「最高裁が法務省寄りになり、福祉的な援助より、効率的な処理を求めるようになりました。軽い事件は30分面接で終わらせる、という感じで。少年の生い立ちや生活環境などの社会調査を担当する調査官は、かつてはくふうをすり減らして調査するのがふつうでしたが、今は裁判所職員の一員としての自覚を求められ、デスクワークが重視されています」

「2000年の少年法改正で決定的になりました。検察官が非行内容の認定手続きに関与するようになり、さらに16歳以上の重大事件には家裁から検察官に送られる原則逆送の仕組みが持ち込まれました。一人ひとりのニーズにあった処遇を検討するという本来の少年法の理念から、非行行為の内容を重視して、それに見合う処分をするという発想に転換するものだったといえます」

**少年審判**

罪を犯したとされる少年は家庭裁判所で少年審判を受ける。調査が必要な場合は審判まで少年鑑別所に収容される。成人の刑事裁判とは違い、「弁護人」ではなく、少年の権利を守り、援助するための「付添人」を選任する制度がある。非公開で行われる審判は、少年法で「懇切を旨として、和やかに行う」とされている。裁判官や調査官が少年の抱える問題を一緒に見つけ、更生するのに一番良い処遇を探る。

**弁護士 多田元(ただ はじめ)さん**

44年生まれ。一橋大学卒。69年に裁判官になり、秋田、名古屋、盛岡などの地家裁に勤務、数多くの少年事件を担当。88年に退官後、名古屋で弁護士になってからも、400人を超える非行少年たちと向き合ってきた。

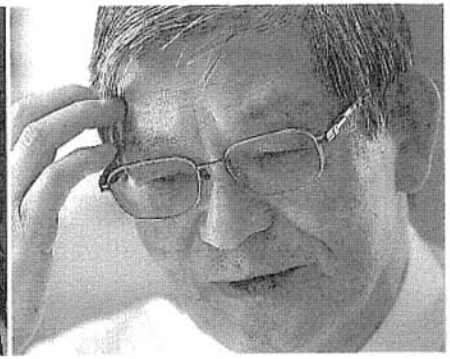

少年審判前に鑑別所に入った少年には4週間で少なくとも10回は会う。「20回会った少年もいます。それでも気持ちを聞き逃すこともある。そのときは謝ります。でも、ゴメンと言えば、少年の方が大人よりやさしいですよ」＝名古屋市千種区、細川卓撮影

## 成人同様の処罰 更生や成長を阻害 再犯の恐れ大きい

――少年法の改正案では、検察官の関与する事件が、殺人などの重大事件だけでなく、けんかなどの傷害、万引きなどの窃盗、かつあげなどの恐喝にも広がるそうですね。

「少年が非行内容を否認すれば、検察官が審判に立ち会うことになります。自分を殴った人がその場にいれば、少年はふてくされるしかなく、言葉が出てきにくい。事実が抑え込まれていく方向になると思います」

――検察官関与の拡大とともに、長年日弁連が要求していた国選付添人制度も拡大されると聞きました。

「いま国選付添人は殺人などの重大事件などに限定されていて、少年鑑別所に収容された少年1万人強のうちの4%弱にしかついていません。それを、日弁連が基金をつくって運営し、約7割の少年に付添人をつけています。費用は2011年で約8億5千万円。基金は弁護士が月4200円徴収されて成り立っています。成人の刑事裁判はほぼ100%弁護人がついているので、日弁連は鑑別所に収容されたすべての少年に国選付添人を、と主張してきました。予算として約10億円です」

「ただ、法改正されても国選付添人がつくのは対象事件の6割強というのが日弁連の予測です。しかも、我々の報収金も月900円減額されるだけです。被告側が同意しないと証拠が採用されない刑事裁判と違って、少年審判は警察や検察の調書はすべて事前に裁判官に提出されます。その場に検察官まで来てしまえば、有罪推定に傾くのは目に見えています。国選付添人制度の拡大は必要ですが、そのためといって、こんな取引はするべきではありません」

――少年事件によって家族を失った遺族が厳罰を求める気持ちは理解できます。

「被害者が、少年のやったことはあの世に行っても許せない、と思うのは当然のことです。でも、そういう感情だけではないと感じています。私は、複数の被害者遺族の方と10年以上おつきあいしています。毎年数回手紙を出して少年の様子を伝えている方もいれば、会って報告している方もいます。当初は死刑を求めた遺族もいますが、少年に対して『絶対に許せない』という思いとともに、『社会人としてまっとうに生きてほしい』という思いも持っておられるということです」

――なぜそこまでできるのですか。

「少年にとっては、被害者や遺族との関係から目を背けずに向き合うことが必要です。一生背負っていかなくてはいけません。そのためにはだれかのサポートが必要です。被害者にとっては忘れられることが一番つらいのです。被害者は、少年がどうしているかとても気にしています。私自身は、少年の更生を主張した以上は、きちんと見届けたい。この数年は遺族の方から『こんな気持ちでいられるのは定期的に会って、少年のことを伝えてくれているからこそ』と言われています。いまは被害者への支援がなく、加害者との対立関係を残しがちです。被害者と加害者の関係は長い時間をかけて熟成していくべきで、システムとしてコーディネーターが必要だと思います」

（聞き手・編集委員 大久保真紀）